

平成29年度「福祉の仕事 就職フォーラム」 開催要綱

1 趣 旨

近年、少子高齢化の進行等により、これまで以上に福祉・介護人材の確保の重要性が増している状況の中で、福祉の仕事の内容や魅力をPRするとともに、人材の確保を目的としたフォーラムを開催する。

また、福祉職のイメージが良いとは言い難い状況の中で、景気の動向に左右されずに利用者支援に資する福祉・介護の仕事のやりがいについて、学生及び求職者に対して改めて伝える機会とする。

なお、実施にあたっては、福祉の仕事に関心のある人であれば誰でも気軽に参加できる内容とし、具体的な就職活動を行うまでには至っていない人材の掘り起こしも視野に入れる。

2 主 催 東京都・社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京福祉人材センター

3 日 時 平成29年7月17日（月・祝）12時00分～17時00分

4 会 場 東京国際フォーラム 展示ホール E（1）（東京都千代田区丸の内3丁目5-1）

5 プログラム（予定）

（1）職員採用に関するブース型説明会

各ブースにおいて法人・事業所の事業・仕事の内容及び職員採用に関する説明を行う。

（2）福祉の魅力紹介トークショー

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉分野の現役職員による仕事の様子、魅力ややりがいについてのトークショーを行う。

（3）就職支援セミナー

キャリアカウンセラーによる就職活動に役立つポイントをまとめたセミナーを行う。

（4）現場のリアルを聞く！現役職員との交流コーナー

1回あたり数名の来場者に対し、福祉業界で働く現場職員が質問等を受けながら交流を図る。交流の中で就職活動への不安や疑問を解決するほか、福祉の魅力を知ることができるコーナーとする。

（5）介護福祉士・社会福祉士養成校等 進学情報コーナー

就職ばかりでなく、進学や資格取得によるキャリアアップを考える、高校生や保護者、教員、転職者、在職中の者等への情報提供コーナーとして介護福祉士・社会福祉士養成校の案内を行う。

- (6) 福祉のしごと相談コーナー
福祉の仕事に関する相談や職場体験・介護初任者研修資格取得事業の案内を行う。
- (7) 福祉職場のインターンシップ案内コーナー
都内に在住または在学の福祉を専門に学んでいない大学生、短期大学生、専門学校生等（既卒3年までの方も含む）を対象としたインターンシップ等の案内を行う。
- (8) 関東ブロック県福祉人材センターの資料コーナー
関東ブロック県福祉人材センターで取り扱う各県の求人情報やイベントの資料を配架する。
- (9) 資料コーナー・出展法人 PR エリア
出展法人・事業所の資料を配架し、出展法人が参加者に声掛けやPRができる場とする。
また、福祉の仕事内容ややりがい、魅力を紹介するDVDのミニ上映を行う。
- (10) 休憩コーナー

6 出展法人・事業所

(1) 対象法人・事業所

以下の①～⑧の要件を満たす法人・事業所

- ①フォーラム開催時点で、平成29年度（平成30年3月）以降卒業の学生、社会人等（随時採用可）の募集を行うことが確定している、または予定がある法人・事業所
- ②募集する求人内容が、東京都福祉人材センターの取扱い範囲内であること（別紙1参照）
- ③学卒求人（既卒3年まで応募可）など、若者対象の正職員の求人申込または募集を行っていること
- ④若者の採用や人材育成に積極的に取り組んでいる事業所であること
- ⑤過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
- ⑥各種助成金の不支給措置を受けていないこと
- ⑦過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
- ⑧重大な労働関係法令違反を行っていないこと

(2) 募集法人数 100法人程度（予定）

(3) 出展法人・事業所の決定

申し込み多数の場合には、上記（1）の要件を満たすほか、分野や種別、地域性、人材育成・定着の状況等を勘案して出展者を決定する。

7 対象者

- (1) 平成29年度（平成30年3月）以降卒業となる学生
- (2) 福祉の仕事に関心のある社会人・転職者
- (3) 福祉の仕事に関心のある高校生・保護者・進路指導担当教員 ほか

8 広 報 (予定)

- (1) チラシ・ポスターの配布
- (2) キャンペーンサイトの設置
- (3) 就職イベント (キャリアタス就職フォーラム) 来場者への案内
- (4) キャリタス就活・福祉 WEB 広告
- (5) SNS 広告
- (6) DM
- (7) 東京都社会福祉協議会・東京都福祉人材センターホームページ上での周知 等

9 当日までのスケジュール (予定)

日 程	内 容
4月上旬	設営業者選定
4月17日(月)～	出展事業者募集
5月 8日(月)	出展事業所募集 締切
5月10日(水)	設営業者決定
5月12日(金)	事業所へ出展可否等の通知
5月25日(木)	求人票等の資料提出 締切
7月17日(月・祝)	福祉の仕事 就職フォーラム当日

【東京都福祉人材センターであつ旋できる事業所・職種の範囲】

1 対象事業所及び職種	<p>都内の事業所で下記(1)～(6)にあげる事業所における全職種及び(7)の職種</p> <p>(1)社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所 ※ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業を含む</p> <p>(2)介護保険法に規定する介護保険事業所</p> <p>(3)障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所</p> <p>(4)その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等</p> <p>(5)地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所</p> <p>(6)行政の相談所等(本庁部局及び出先機関を含む)</p> <p>(7)社会福祉の国家資格等を必要とする職種 ※上記(1)～(6)以外の事業所を含む</p>
2 対象職種の具体例	<p>社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・介護支援専門員・サービス提供責任者・介護職員・ホームヘルパー・生活相談員・生活支援員・児童指導員・母子指導員・事務員・医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医療ソーシャルワーカー・栄養士・調理員・運転手・用務員・世話人・社協職員 など</p> <p>(施設長、所長などの管理職の募集も可)</p>
3 その他	<p>(1)雇用形態(正規、非常勤、パートタイム、臨時、契約、アルバイトなど)は不問</p> <p>(2)採用時期(年度途中の欠員補充や新年度新規採用など)は不問</p>
4 取扱いできない求人	<p>あつせん範囲であっても下記(1)～(6)に該当する場合には求人の取扱いができません。</p> <p>(1)配属される事業所の所在地が東京都外の求人 (法人本部が都外にあつても、事業所が都内にあれば可)</p> <p>(2)労働関係法規を遵守していない求人</p> <p>(3)「名簿掲載」「完全歩合制」「会員加入や事業経営への参画が採用の前提」「謝礼扱い」などの求人</p> <p>(4)「請負契約による事業」「業務委託による職員派遣」の求人</p> <p>(5)労働条件を明示できない登録型求人(いわゆる登録型ヘルパーなど)</p> <p>(6)事業開始前の事業の求人</p> <p>※ただし、以下の①～③の要件をすべて満たしている求人は、求人票の取扱いが可能です。詳細はお問合せください。</p> <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> <p>①東京都及び都内区市町村より、事業・施設の指定、開設認可を受けており、事業を実施することが確実であること。</p> <p>②事業開始予定日、雇用開始日が決まっていること。</p> <p>③求人票に労働条件が記載できること。</p> </div> <p>※なお、法人の状況や事業開始準備の進捗状況によっては、求人票を受け付け、センター内でのみ、公開できる場合があります。</p>